

官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業に関する実施要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、資源循環型社会の構築に向けて、ごみの減量と再資源化を推進するために、ごみの分別や出し方、リサイクル等に関する情報（以下「行政情報」という）を掲載した冊子「西宮市ハローごみ」（以下「ハローごみ」という。）を官民協働により発行することについて必要な事項を定める。
- 2 ハローごみは、西宮市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「共同発行事業者」という。）が協働して発行する。

(規格等)

- 第2条 ハローごみの規格等は、別に定める「官民協働による『西宮市ハローごみ』共同発行事業仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- 2 ハローごみには、市が提供する行政情報のほかに、企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する。

(共同発行事業者の募集)

- 第3条 共同発行事業者は、西宮市ホームページ等で公募する。

(共同発行事業者の参加申込み・資格)

- 第4条 共同発行事業者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、官民協働による『西宮ハローごみ』共同発行事業に係る企画提案参加申込書（別記様式1）と、別に定める「官民協働による『西宮市ハローごみ』共同発行事業企画提案書募集要領」に提示する必要な書類を添えて、指定期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 申込者は、次の各号の要件を満たさなければならない。
- 一 市税等の滞納をしていないこと。
 - 二 令和7年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - 三 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、本市の指名停止措置基準に基づく指名停止期間中でない事業者であること。
 - 四 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号）第2条第1号から第3号に該当しないこと。

(選定委員会の設定)

- 第5条 ハローごみ発行における共同発行事業者の選定を行うため、「西宮市ハローごみ企画提案書選定委員会（以後、「選定委員会」という。）」を置く。
- 2 選定委員会は、別表1をもって組織する。
- 3 委員長は、環境事業部長とする。
- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 5 選定委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 7 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 選定委員会の庶務は、美化企画課において処理する。
- 9 選定委員会は、共同発行事業者の選定が終了したときは、解散する。

(共同発行事業者の選定)

- 第6条 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、この要領その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、共同発行事業者（1者）を選定する。
- 2 選考審査は、選定委員会において行なう。
 - 3 選定委員会では、企画提案書について提案者からのプレゼンテーションや書類審査等を行い、「官民協働による『西宮市ハローごみ』共同発行事業 企画提案書募集要領」に定める審査項目に従い、企画提案内容の評価を採点方式により行なう。
 - 4 最高点の評価を獲得した者を共同発行事業者として選定し、最高得点を獲得した者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定するものとする。
 - 5 市長は前項の決定をしたときは、後日、申込者に対して結果を文書（別記様式2、3）で通知するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 前条第4項により共同発行事業者として選定された者は、ハローごみの共同発行事業に係る契約を市と締結する。
- 2 共同発行事業者は、市と契約を締結する際、市に対して誓約書（別記様式4）を提出しなければならない。

(原稿の作成および審査)

- 第8条 共同発行事業者は、市より提供された行政情報を編集しハローごみに掲載する。
- 2 共同発行事業者は、ハローごみに掲載する広告を募集するものとする。広告掲載にあたっては、「西宮市広告掲載要綱」及び「西宮市広告掲載基準」を遵守するとともに、広告依頼者から市に対する誓約書（別記様式5）を取得しなければならない。
 - 3 市は、必要に応じ地域団体や有力企業等に対し協力要請を行い、共同発行事業者を支援する。
 - 4 共同発行事業者は、広告募集活動において、市の市章等を使用する場合は、事前に市の承諾を得るものとする。
 - 5 共同発行事業者は、ハローごみの発行前に、印刷原稿（以下「原稿」という。）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
 - 6 市長は、共同発行事業者から原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査することとし、必要な場合は共同発行事業者に原稿の修正を指示できるものとする。

(広告収入)

第9条 前条第2項により募集した広告による収入（以下「広告収入」という）は、共同発行事業者に属するものとする。

- 2 共同発行事業者は、あらかじめ提案した額の広告収入を市に支払うものとする。
- 3 共同発行事業者は、前項について、第7条により市と契約を締結する。

(ハローごみの納品)

第10条 共同発行事業者は、発行するハローごみを仕様書に規定のとおり市に納品するものとする。

(編集及び発行に係る費用)

第11条 市は、ハローごみの編集及び発行に係る費用を負担し、共同発行事業者に支払うものとする。

(ハローごみの発行に関する責務)

第12条 市と共同発行事業者はハローごみの発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

- 2 市は、共同発行事業者に提供した情報に係る苦情等に関し、責任を負うものとする。
- 3 共同発行事業者は、行政情報の内容に係るものを除く事項および広告主に係る苦情等に関し、責任を負うものとする。
- 4 共同発行事業者は、ハローごみへの広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、共同発行事業者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。
ただし、市の責めに帰すべき場合はこの限りでない。

(広告等の掲載内容の変更および取り止め)

第13条 共同発行事業者が、ハローごみに掲載する広告または地域情報の内容を変更し、または取り止めようとする場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

- 2 既に納入したハローごみがあるときは、市長と協議のうえ、共同発行事業者の責任において、速やかに対応するものとする。

(発行の取り消し)

第14条 市長は、共同発行事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該共同発行事業者によるハローごみの発行を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、共同発行事業者の決定を受けたとき。
- 二 市長が指定する日までにハローごみの原稿を提出しないとき。
- 三 市長が指定する日までにハローごみを納入しないとき。
- 四 第9条第4項に記す市長からの原稿修正に応じないとき。

- 2 市長は、前項の規定によりハローごみの発行の取り消しを決定したときは、共同発行事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の事由により前項の取り消し決定を受けた共同発行事業者は、既に納入したハローごみがある場合は、市長と協議のうえ、速やかに対応しなければならない。
- 4 第1項の規定による取り消しにより生じた共同発行事業者の損害について、市は弁償しない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ハローごみの発行に関し必要な事項は、市長と協議のうえ決定とする。

付則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。

別表1（第5条第2項関連）

西宮市ハローごみ企画提案書選定委員会 委員一覧

役 職	職 名
委員長	環境事業部長
委 員	財政構造改善推進課担当課長（政策経営）
委 員	広報課長
委 員	美化企画課長
委 員	美化第1課長
委 員	施設管理課長